

定期使用誓約書

定期使用は、一年間の定期的な使用を許可するもので、来年度以降継続して許可するものではありません。また、団体の対象は、①成人を責任者とした10人以上の団体・グループであること。②構成員の過半数が町内在住・在学又は在勤する者であること。の全てを満たすことが条件です。

なお、町や学校等の行事、災害その他の事情により、使用を停止することがあります。また、定期使用団体の都合により使用を中止する日があった場合は、施設の有効利用の観点から他の使用希望者に貸出を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

※以下の項目に違反した使用者に対しては、使用許可の取消や、使用制限を行う場合があります。

1. 公の秩序又は風俗を害するおそれのある行為は行わないこと
2. 自主的に運営し、営利を目的として使用しないこと
3. 使用許可に関する権利を譲渡又は転貸しないこと
4. 火気の使用や、その他危険を引き起こすおそれのある行為は行わないこと
5. 許可を受けた施設、設備及び器具以外を無断で使用しないこと
6. 路上駐車・路上駐輪は絶対にしないこと
7. 飲食物は原則として持ち込まないこと
8. 敷地内で飲酒・喫煙は絶対に行わないこと
9. 周辺に迷惑をかける行為は行わないこと
10. 施設等を破損した場合は直ちに町立体育館に報告し、原形に復すか弁償すること
11. 許可を受けた使用時間を厳守すること
12. 使用終了時間の10分前には活動を終了し、施設の清掃及び点検を行うこと
13. ゴミは各自持ち帰ること
14. 開放日誌は必ず記入のうえ町立体育館まで返却し、連絡欄は必ず確認すること
15. 貸出施設の鍵を絶対に複製せず、使用后直ちに町立体育館に返却すること
16. 許可を受けた団体が使用を中止する場合は、町立体育館に速やかに連絡すること
17. 使用料は指定した期限までに納付すること
18. 島本町立体育館設置条例、島本町学校教育施設等使用条例等を遵守すること
19. 島本町スポーツ施設の用途制限の運用基準(平成29年12月1日制定)を遵守すること
20. その他、教育委員会の指示する事項に従うこと

上記の注意事項を遵守して使用することを誓います。

令和 年 月 日

団体名

代表者署名

印